

「#7119の全国展開に向けた検討部会」報告書の概要及びこれを受けた消防庁の取組

救急企画室

1 全国展開検討部会設置の背景・目的

救急安心センター事業（#7119）（以下、「#7119」という。）は、住民が急な病気やケガの際に、医師や看護師等の専門家が相談に応じる電話相談事業であり、住民が適時・適切な救急要請や医療機関受診を行う上で極めて有効な事業です。

消防庁では、#7119が全国で実施されることを目指し、平成21年度に実施した「モデル事業」を皮切りに、「救急業務のあり方に関する検討会」（以下、「あり方検討会」という。）を中心に、これまで様々な視点から検証・検討を行ってきました。

しかしながら、#7119の実施地域は、現在、全国17

地域（人口カバー率46.0%、図1参照）にとどまっていることから、「日本全国どこにいても#7119番が繋がる体制」、すなわち#7119の全国展開の実現を早期に図るため、今年度、あり方検討会の下に、新たに「#7119の全国展開に向けた検討部会」（以下、「全国展開検討部会」という。）を設置し、#7119の導入に向けて解決すべき課題や具体的な対応方策等について議論を重ねてきました（図2参照）。その検討結果については、「#7119の全国展開に向けた検討部会 報告書」としてとりまとめ、令和3年1月に公表したところです。そこで、本稿では、今回の全国展開検討部会の検討の経過や報告書の概要、さらにはこれを受けた消防庁の取組等について、詳しく紹介いたします。

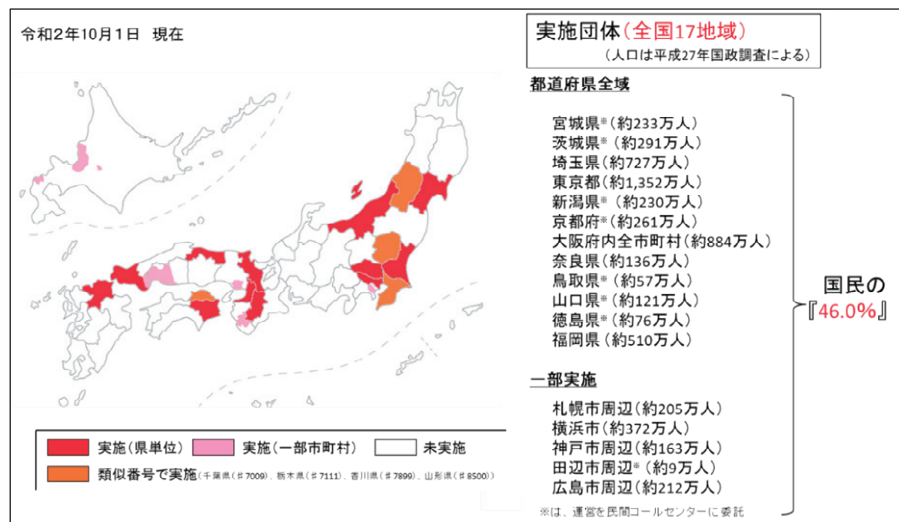


図1 #7119の実施地域

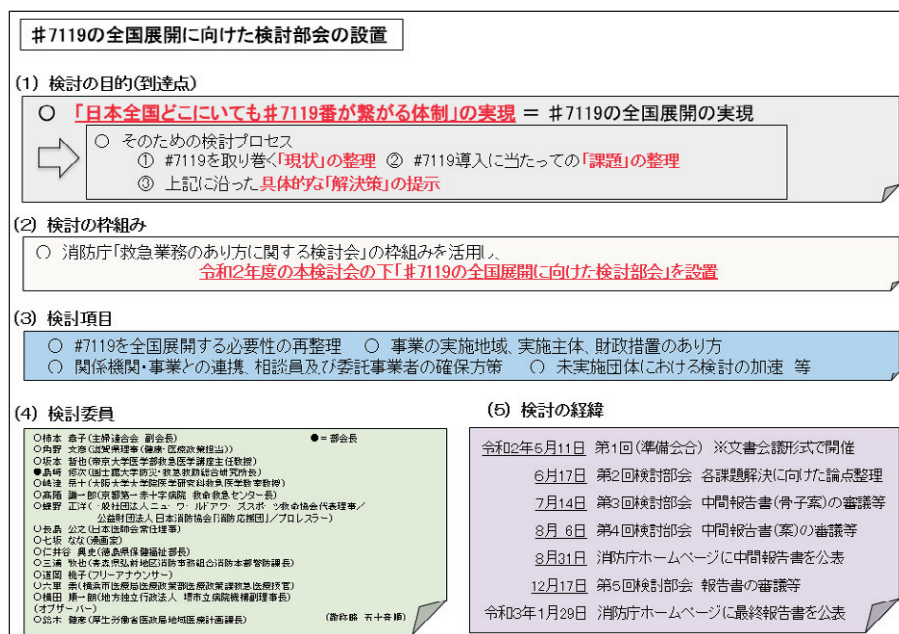


図2 #7119の全国展開に向けた検討部会の概要

2 救急安心センター事業導入に向けた課題の整理

(1) 未実施団体へのアンケートの実施

全国展開検討部会では、検討に先立ち、未実施団体（都道府県・代表消防本部等）に対しアンケートを実施し、#7119の導入についての検討状況等を調査しました。

その結果、

- ・救急安心センター事業を実施していない理由として、「事業を進める財源がない」、「事業の必要性を感じていない」、「費用対効果が見えない」、「他団体が実施主体となるべき」などの意見が多かったこと
 - ・導入を検討する上で重要な事項については、「事業費の確保手段」、「事業効果」などの意見が多かったこと
 - ・期待される効果として、「救急車の適正利用」、「住民への安心・安全の提供」、「医療機関の受診適正化」などの意見が多かったこと
- などが確認されました。

(2) 未実施団体・実施団体への意見聴取

全国展開検討部会において、未実施団体（弘前地区消防事務組合消防本部及び滋賀県）及び実施団体（横浜市救急相談センター及び徳島県）に対しヒアリングを行い、未実施団体については、事業導入に向けた課題等を、また、実施団体については、事業導入の効果や事業導入にあたり工夫した点等を確認しました。

(3) 課題の整理

(1) 及び (2) などにより抽出された課題に基づき、全国展開検討部会において議論が行われた結果、#7119の全国展開に向け解決すべき課題については、次のように整理されました。

- (1) 事業実施の必要性の再整理（事業実施効果の分析・明確化）
- (2) 事業の実施地域、実施主体、財政措置のあり方
- (3) 関係機関・事業との連携、相談員及び委託事業者の確保方策
- (4) 類似の短縮ダイヤルとの関係、技術的課題への対応
- (5) 事業の普及啓発、認知度向上のための方策
- (6) 未実施団体における検討の加速、既実施団体における事業の底上げ

3 各課題への解決策の提示

2 (3) において整理したそれぞれの6つの課題について、全国展開検討部会における議論や事業実施団体の担当者等による検討を踏まえ、各課題に対して考えられるそれぞれの解決策が示されました。

解決策のうち、ポイントとなる項目は以下のとおりです。

(1) 事業実施の必要性の再整理（事業実施効果の分析・明確化）について

各地域において#7119を導入するにあたり、まずは、地域住民をはじめとする関係者に事業の実施効果

を十分理解してもらい、事業実施の必要性を共通認識してもらうことが重要であることから、これまで消防庁においても継続的に議論を行ってきましたが、全国展開検討部会における議論等を通じて、#7119には従来から示してきた①救急車の適正利用（適時・適切な利用）、②救急医療機関の受診の適正化及び③住民

への安心・安全の提供という視点以外にも、「高齢化及び人口減少の進展や社会環境の変化といった、時代の変化への的確な対応」や「今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式の実践」という新たな観点からも効果が期待されていることが確認されました（図3参照）。

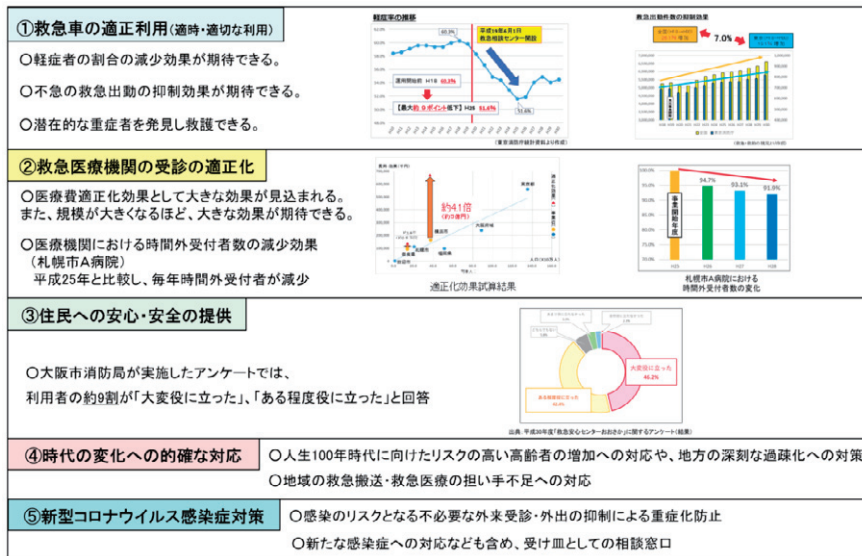


図3 #7119の事業効果

(2) 事業の実施地域、実施主体、財政措置のあり方について

(ア) 実施地域、実施主体のあり方

「実施地域の単位」及び「実施主体」について、消防庁は、これまで、「実施地域の単位は、原則、都道府県単位」、「実施主体は、原則、市町村」であると整理してきました。

しかし、全国展開検討部会の議論を通じて、上記整

理にはやや無理が生じているのではないかとの結論に至りました。そこで、まず、現在の実施地域における実施主体・財政負担の状況を踏まえ、実施主体のあり方について4パターンに分類（図4参照）した上で、実施主体は一義的・画一的に定めるべきものではなく、地域の実情に任せて委ねるということではないかとの結論に至りました。

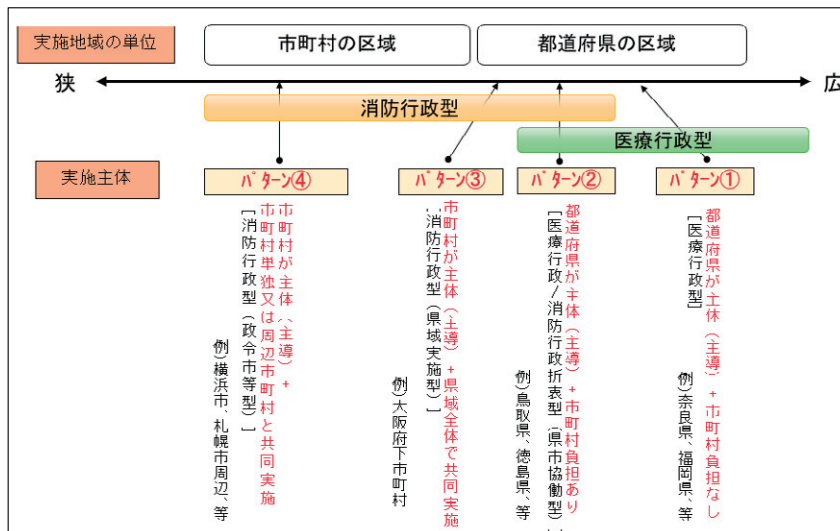


図4 「実施主体のあり方」の分類

また、その際共通認識として、次のことがまとめられています。

- ▶ 都道府県が実施主体となる（実施を主導する）パターン①やパターン②が、今後の典型的な事業実施モデルとなっていくのではないかと。
- ▶ 中でも、都道府県と市町村とが負担を分かち合い、共同して実施する、「医療行政/消防行政折衷型、県市協働型」と整理できるパターン②が、敢えて言えば「推奨モデル」と位置づけられるのではないかと。
- ▶ 一方で、国としては全国一律なモデルを当てはめようとするべきではなく、状況や地域によっては、パターン③やパターン④も含め、多様で柔軟な実施主体の選択を認め、それに応じた財政措置のあり方や必要な方策を考えていくべき。

(イ) 財政措置のあり方

未実施団体のアンケート調査では、未実施の理由として「事業を進める財源がない」と回答した団体が多く、財政的な課題は大きな障壁となっていることがわかりました。#7119に対する国の財政支援措置については、これまで「原則、市町村が実施主体」との整理に基づいて講じられてきましたが、全国展開検討部会において、都道府県が実施主体となる、あるいは実施を主導するのが今後の事業実施モデルになっていくのではないかと議論があったこと等を踏まえ、令和3年度地方財政措置に係る協議・調整がなされた結果、令和3年度からは、現行の措置を見直し、令和3年度からは、都道府県又は市町村の財政負担に対して、特別交付税措置を講じることとなった。

(3) 未実施団体における検討の加速、既実施団体における事業の底上げ

(ア) 未実施団体における検討の加速

未実施団体のアンケート調査では、未実施の理由として、「検討を始めるきっかけがない」と回答している団体が、都道府県及び消防本部とも一定数見られました。未実施団体における検討のきっかけとしては、何よりもまず「地域住民からの声」であり、#7119の認知度向上などを図ることが、未実施地域の住民からの事業実施への期待にも繋がり、関係者の検討を強く後押しすることになると整理されました。

また、事業導入に係る検討のためには、事業導入・運営の手引き／ガイドライン」のようなものの掲示など、ノウハウ共有に係る国からの適切な支援についても、期待されるとされたほか、検討を具体的に促す枠組みとしては、例えば、以下のような取組が挙げられました。

- ・メディカルコントロール(MC)協議会等の活用についての検討
- ・都道府県が作成する地域医療計画における位置づけについての検討
- ・創意工夫ある実施方式(スモールスタート等)の活用についての検討

(イ) 既実施団体における事業の底上げ

全国展開検討部会は、未実施地域における導入に向けた課題の抽出及びその解決方策を中心に検討が行われましたが、単に事業を実施するだけでなく、「質」、「利便性」及び「効率性」といった事業の底上げを図ること、#7119自体の魅力や効果を高めることにつながり、未実施団体における導入の誘因になりうると考えられると整理されました。

この点については、今後消防庁において、事業の底上げのための論点を幅広く盛り込んだ包括的な仕様書の例の作成や前述した「事業導入・運営の手引き／ガイドライン」の作成時に各実施団体の実施状況を考慮することが求められています。

4 まとめ

全国展開検討部会の報告書で示された方向性等を踏まえ、消防庁では、各地域での取組みが促進されるよう、「救急安心センター事業（#7119）の全国展開について」（令和3年1月29日付け救急企画室事務連絡）を発出するとともに、未実施地域への個別の連絡・協議等を継続しながら、次のような取組みを進めていくこととしています。

- ・報告書の検討結果を踏まえた、未実施地域に対する導入に向けた連絡・協議
- ・#7119の位置づけを医療計画の中に明確化するための協議・調整
- ・事業導入／運用マニュアルの作成
- ・業務を外委託する際に必要な標準仕様書の作成

未実施地域においても、全国展開検討部会での議論の進展に呼応するような形で、例えば、「消防機関、医師会、県等の関係者で構成される検討会の開催」、

「消防庁職員等を講師とした勉強会の実施」、「県の消防長会から県に対し、#7119の導入に係る検討を促す依頼文書の提出」といった事業導入に向けた取組みが進み始めていると承知しています。未だ検討に着手されていない未実施地域の関係者の皆様には、今回の全国展開検討部会報告書の内容もご参照頂きながら、実施にあたっての課題を抽出した上で、関係者と連携した検討に着手するなど、積極的に取り組んでいただくことを期待します。

問合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529